

京都市訓令甲第 3 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年6月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項第33号中「第16条」の右に「，京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「評価条例」という。）第11条第2項」を加え，同項第34号中「第21条」の右に「，評価条例第18条」を加える。

別表第2建設局長の項第10号を削る。

附 則

この訓令は，平成27年7月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）